

税制のEBPMに関する専門家会合（第6回）終了後の記者会見議事録
日 時：令和7年11月12日（水）12時24分～
場 所：財務省第3特別会議室

○事務局

今日の議論の内容は、皆さんも傍聴していただいていたかと思います。税制のEBPMに関する専門家会合は今回第6回でした。エビデンスベースドでやっていくことを主眼にしておりますので、専門家の学者の先生方からすると完全ではないところもあるかもしれません、こちらとして、できる限りのデータをお示ししながら議論していただいたということでございます。

研究開発税制については6月にも一度御議論いただきしており、そこでこういうデータがあるのかとか、こういう分析が必要ではないかといった御指摘もありましたので、それに沿って今回資料を出させていただいて、議論いただきました。今後の税制改正に資するというか、参考としていく議論をしていただいたと思っております。

今後、税制改正にどうつながっていくのかということについては、政府内での、要望省庁は経済産業省ですので、経済産業省とよく議論をしている最中です。今日出た御意見も踏まえて、さらに調整を進めていきたいと思います。

それから、与党の税制改正プロセスも、例年で言えば、今月後半には始まっていくと思いますので、こうした議論にもつなげていきたいと思っております。

○記者

今回示された資料の中で新しく示されたというのは、結構質疑が上がっていた税務データの15、16、17ページ辺りになるのでしょうか。それに関して、もう一度分かりやすく、研究開発税制がそこまで寄与していないというところを御説明いただけますか。

○事務局

基本的には、税務データと右上に書いてある資料は新しいデータでございます。

6月の時点で取れていなかったというのは、例えば24ページの統計の公表データも、今回見てみたと紹介しているということはございます。

特に、繰り返しになりますけれども、15ページのところが今日の議論でもかなり注目されていたと思うのですけれども、増減試験研究費割合という言い方、税の仕組み上こういう言葉遣いになっているのですけれども、要は試験研究費を過去3年に比較して増えたか減ったかというのによって控除率が変わるという仕組みになっておりますので、15ページにはこの制度の概要がありますけれども、増減試験研究費割合、左上のグラフが増えていくと控除率が高まる仕組みということで、適用されている法人の増減試験研究費割合を分布させてみたというものでして、青いところは令和2年度、赤いところは令和4年度の分布です。それが右、プラスの方向に移動しているということですが、この間、物価・賃金の上昇もございますので、実質的に増加させるインセ

ンティブとして機能していないのではないかという観点があろうかということです。

16ページは、左の控除率カーブと呼んでいるグラフですけれども、要するに増減試験研究費割合に応じて控除率が変わってくるという仕組みを線に表すとカーブになっているので、控除率カーブと言っておりますけれども、それと実際の増減試験研究費割合の分布を見てみると、実は0%前後の企業が多いということと、左右ほぼ対称で、しかも、右下のグラフの区間を拡大しているわけですけれども、屈折点が当時、9.4%で、その前後においては分布の変化が見られない。要するに、ここが屈折点だと、より高い控除率を目指して、9.4%の右のほうにより分布するということが想定されるわけですけれども、そうはなっていないので、インセンティブとして機能していないことが示唆されると考えられると思っております。

○記者

資料16ページの図で、左側の控除率カーブの図は、青い棒のところと控除率カーブが本来インセンティブとして機能しているのであれば重なるのではないか、でも重なっていないという、そういうふうに見ればいいということなのでしょうか。

○事務局

制度自体の説明や細かい分析部分のグラフの読み方などは個別に事務局へお問い合わせいただければご回答させていただきます。

○記者

承知しました。会議の最後に座長から、コメントを踏まえてよりよい制度設計をお願いできればみたいなお話を今日は終わったかと思うのですが、今後の開催はどうなっていくのでしょうか。

○事務局

基本的に年内にEBPM専門家会合はこれ以上開催する予定は今のところございません。その先については座長とも御相談しながら考えていきたいと思っております。

○記者

今日の議論を踏まえて、与党、年末の税制改正の方につなげていくということなのですけれども、与党の先生たち、税制改正をやる人たちに今日の議論をどう伝えていくのか。要は、今日の議論を見ていない人たちが多いと思うのですけれども、そこら辺どういうふうに今日の議論が参考になるのか教えていただきたいです。

○事務局

与党の税制改正のプロセスとなりますので、予断を持って申し上げられないですけれども、毎年の改正項目などについては、政府から与党の税制改正プロセスの中で御説明する機会が例年ございますので、その中でこうした資料とか、どういった御意見をいただいているとか、そういうことを御紹介するということはあり得ると考えております。

○記者

我々が今日の議論を見ていたときに、研究開発税制の見直しが必要というような意見が大多数だったのかなと受け止めたのですが、その認識を改めてお聞かせください。

○事務局

研究開発税制は適用期限を今年度末に迎えますので、今年の税制改正プロセスで議論をしていくところです。今後、与党で御議論いただく必要がございます。

研究開発税制は1兆円に迫るというか約9,500億円の減税額になっている中で、より効果の高い、より効率的な仕組みにするという必要はあると考えております。先生方の御意見は本当にいろいろな観点がございましたので、今、見直しというか改正は、これからこうみたいたいな一対一対応という感じにはならないかと思いますけれども、いずれにしてもより効果的・効率的にしていくための御指摘は様々いただいたということだと思っております。

○記者

委員の方から指摘があったと思うのですけれども、高市政権になって、減税措置がいろいろ言わされている中での使命ということを言われていた先生がおられると思うのですけれども、それは皆さん、各委員の方共通の御認識なのでしょうか。

そこら辺は、まだ要するに政権の方針がどう示されてというのがあると思うのですけれども、会議体としての役割をどういうふうにされているかというテーマ設定です。

○事務局

当専門家会合は第6回で、政府の中で当然内閣の方針に基づいてやっていくということはございますけれども、特にEBPMの観点から専門家の先生方に御議論いただくということですので、そういったところを先生方はベースというか、基本的な方針として考えて、認識されて、御議論に参加していただいていると思っております。

○記者

議論の中で、諸外国は国内だけを対象にしたもののが結構多いということが資料の中にもあったと思うのですけれども、もし海外を対象外にするとなった場合は、切り分けは税制上簡単にできるものなのでしょうか。

○事務局

もしそのようになった場合ということですけれども、予断を持って申し上げることができず、そこは今後の税制改正の具体的な検討をする中で、今回の御意見は御意見で、税制改正の具体的な内容、結論を出しているわけではありません。そういった改正を行うかどうかを含めて今後検討していくというお答えになってしまふところです。

○記者

今後の流れのところなのですけれども、今日の議論だと、これまでの専門家会合で出た議論は、政府税調として何かまとめるというわけではなく、あくまで財務省としてこういう意見が出ましたというのでまとめられて、与党の税調に持っていかれるという流れでしょうか。

○事務局

今のところ、政府税調で意見をまとめるということを予定していることはありません。与党の税調で御議論いただく素材としていく可能性があるということは、先ほどお答えしたとおりでございます。

○記者

与党の税調の方で研究開発税制については今年一定の何らか結論が出ると思うのですけれども、その後、政府税調での議論というのは研究開発税制も続けていかれることになるのですか。与党の税調で例えば縮小するとか、そのまま継続するとか、結論が出た後も続くということになるのですか。

○事務局

今後の議題については、座長と御相談して決めていくということになりますけれども、今、何か決まったものがあるわけではありません。

○記者

伺いたかったのが、先ほど効果的・効率的にすることも検討してということを自民党の先生方にお伝えするみたいな話があったと思うのですけれども、効果的・効率的というのは、以前、税制調査会でまとめられた、ゼロベースで廃止も含めてということの効果的・効率的なのか、それとも制度の中身に問題があるところを、例えば上乗せ措置とかの利用が少ないとか、そういう話とか、一部分を効果的・効率的にされていくということなのか、どういったような形でイメージされていらっしゃるでしょうか。

○事務局

効果的・効率的と申し上げたのは、一つは租税特別措置ですし、減税ということで、それは一般的に効果的・効率的でないといけないだろうということ。今日の御議論でも、質を検証する必要という御議論もございましたし、減税額が大きくなっていますので、そういう観点も念頭に見直しを考える必要という御認識があったかと思います。今日の御議論を踏まえても、効果的・効率的な措置にすべく見直しというか、今回、研究開発税制は適用期限を迎えるに当たって延長の要望が出ているわけですので、延長するということであれば、そういう観点で見直しを図るということが求められているのではないかと考えています。

○記者

今後の流れで、我々記者のほうも、書面とかで何かまとめられて、先生方にお伝えする資料とかを見ることはできるのでしょうか。それとも、そういうのは外部に公開する予定は基本的に今のところはないということでしょうか。

○事務局

与党税制調査会での御議論となりますので、そこに資料をお出しすることになるかどうかも決まっているわけではございませんけれども、その要請に応じて、政府として対応していくということに尽きると考えます。

[閉会]